

社会福祉法人長生村社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬等に関する
規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条、第12条及び第25条の規定に基づき社会福祉法人長生村社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長の招集等により出席した役員、評議員等が受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。

(役員及び評議員等)

第2条 役員及び評議員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 役員 本会の理事及び監事
- (2) 評議員等 本会の評議員、心配ごと相談員、内部監査人及び評議員選任・解任委員

(報酬額)

第3条 報酬額は、次に定めるところによる。

- (1) 会長 日額6,700円
- (2) 前号を除くその他の役員 日額6,100円
- (3) 評議員等 日額3,000円

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公用車及び借上車を使用した場合においては鉄道賃及び車賃は支給しない。
- 4 旅費について本条に定めのないものについては、社会福祉法人長生村社会福祉協議会職員旅費に関する規程(平成11年施行)を準用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人長生村社会福祉協議会役員並びに非常勤者の費用弁償に関する規程（平成11年4月4日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

車賃（1 kmにつき）	宿泊料（1 夜につき）
25 円	10,000 円